

【取扱い厳重注意】

平成23年11月5日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局員 仁保 智紀

平成23年11月2日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

防衛省運用企画局事態対処課

2 聴取日時

平成23年11月2日午前11時00分頃から同日午後0時20分頃まで

3 聴取場所

防衛省A棟19階

4 聴取者

仁保 智紀 主査

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

事故発生時の要員の現地派遣及び防衛省が行ったモニタリングについて別紙のとおり。

第3 特記事項

特になし。

以上

【取扱い厳重注意】

別紙

1. 要員の輸送及び現地における自衛隊員の活動について

- 自衛隊ヘリを用いたオフサイトセンターへの職員の輸送は、原子力災害対策本部から防衛省事態対処課に依頼が接到し、同課から実際にヘリを飛ばす統合幕僚監部に依頼した。事故当時の対応に関する詳細については、事態対処課及び統合幕僚監部輸送室の航空運用担当者に聞いてほしい。
- （当方より、地震発生当日、出張先の名古屋から東京に戻るため、自衛隊のヘリに乗り込んだ清水東電社長が、北澤防衛大臣の指示で、途中で名古屋に引き返してヘリを降りることとなった経緯について問うたところ）こうした事態が起きたのは、北澤大臣と事務方との意思疎通がうまくいっていなかったことが原因の一つであると言える。本件については、■事態対処課長が担当していたので、同課長に聞いてほしい。
- Jヴィレッジに設置された現地調整所は、3月18日に行われた幕僚長指示に基づいて設置されたものである。その後、3月20日、総理大臣から関係機関（防衛省、消防庁、警察庁及び東電）に対し、「現地調整所において、自衛隊が中心となって活動に当たるように」との指示が出たので、それ以降、現地調整所が廃止される7月20日まで、自衛隊中央即応集団の田浦副司令官の指揮に基づいて、各機関の原発対応（特に注水及び消火活動）に関する活動の調整がなされた。詳細については、田浦副司令官及び（上記総理指示の案文作成を担当した）安危室（おそらく大石参事官）に聞いてほしい。

2. 防衛省が行ったモニタリングについて

- 防衛省が行ったモニタリングは、①自衛隊の訓練機による集塵飛行、②航空機モニタリング、③サーモグラフィーを用いた空域モニタリング、④自衛隊が原発周辺地域で任務に当たる際に付随的に行った陸域モニタリング、⑤福島県内の駐屯地等で行っていた陸域モニタリング、の5種類である。③のモニタリングについては、防衛省防衛政策課が主体となって行ったものであり、詳細については同課に聞いてほしい。
- ①の集塵飛行については、（時期ははっきりとは分からないが）文科省からの依頼に基づき、3月24日～4月1日まで自衛隊の訓練機（T-4）によって実施した。当時の担当者によると、浮遊塵の採取を行う地点等については、文科省から指定されていたことである。また、上記の集塵飛行によって得られた結果は、高度が高すぎたため、地表面の空間線量を把握するにはあまり役に立たず、4月1日に終了したと聞いている。
- ②の航空機モニタリングについては、3月13日に文科省から、「自衛隊ヘリに原子力安全技術センターの職員と測定器を搭載して、原発上空の空間線量率を測定させてほしい」との依頼があった。これを受け、3月15日に自衛隊はヘリを飛ばしたが、原発上空の線量上昇により、途中で帰還せざるを得なかった。その後は、自衛隊ヘリによる原子炉への散水作業のために多数のヘリが必要となったため、自衛隊と原子力安全

【取扱い嚴重注意】

技術センターが協力してのモニタリングは行わなかった。そして、3月24日にはJAXA（宇宙航空研究開発機構）のヘリが使用できるようになったので、それ以降は同機構のヘリが用いられるようになった。その後、防衛省は、文科省からの依頼を受けて、5月末から6月上旬にかけて行われた第三次航空機モニタリング及び10月下旬に行われた第四次航空機モニタリングにも協力した。

- ④の原発周辺での陸域モニタリングについては、自衛隊が保有する原子力災害対策マニュアルにおいては、自衛隊員が原発周辺で作業を行う際、各隊員が個人線量計を携帯するよう定められている。この規定に基づき、今回の事故対応においても、原発周辺で活動する隊員には個人線量計が支給されるとともに、1 μ Sv以上の線量を測定できる測定器が各隊に支給され、隊員が被ばくしないよう空間線量を測定する態勢が取られた。

3月28日、緊急参集チームにおいて、一時立ち入りを実施するために、自衛隊が集めた20km圏内のモニタリングデータを共有してほしいとの依頼があったので、これまで集められたデータが地図上にプロットされた資料があったので、緊急参集チームにおいて共有した（それ以降、同様の依頼は無かった）。ただし、上記のとおり、自衛隊が保有する測定器は1 μ Sv以上の線量しか測れないものであったので、緊急参集チームに詰めていた防衛省幹部は、「よりきめ細やかなモニタリングを行うには、文科省や東電が主体的にモニタリングを行う必要があるのではないか」との指摘も併せて行ったと記憶している。また、自衛隊が行っていたモニタリングはあくまで隊員の安全を確保するものであったので、測定点の選択については自衛隊にゆだねられていた。

- ⑤の駐屯地における線量測定は、福島、郡山、大滝根山の各駐屯地において、放射線量の測定を行っており、3月27日からは、測定結果を文科省に提供している。さらに、4月3日から7月15日までは、自衛隊の活動拠点が置かれた郡山総合体育館及び福島医大付属病院においても、空間線量の測定を行い、文科省に測定結果を提供していた。

以 上